

## 個別事項② 「消費者被害防止対策」の積極展開

### 地域で取り組む 「狙われ消費者防衛作戦」(仮称)

#### 背景 (高齢消費者被害の実態)

- ・近年、高齢者の消費者被害については、その相談件数が高齢者の人口の伸び以上に増加しており、また、これまで被害に遭った高齢者が再び狙われ被害に遭う「二次被害」も増加傾向にある(注1)。
- ・また、トラブルへの対応について、本人以外の者から相談が寄せられる場合が多く、被害に遭った高齢者本人が相談に行かないことが多いため、アウトリーチ(訪問支援)等の積極的な見守り対策やサポートを講じる必要がある(注2)。

図1及び図2の出典:「平成25年版消費者白書」

#### 高齢者を中心に二次被害が増加

#### 高齢者のトラブルは、周りの人からの相談が多い

図1 高齢者の「二次被害」は2010年度より増加傾向に

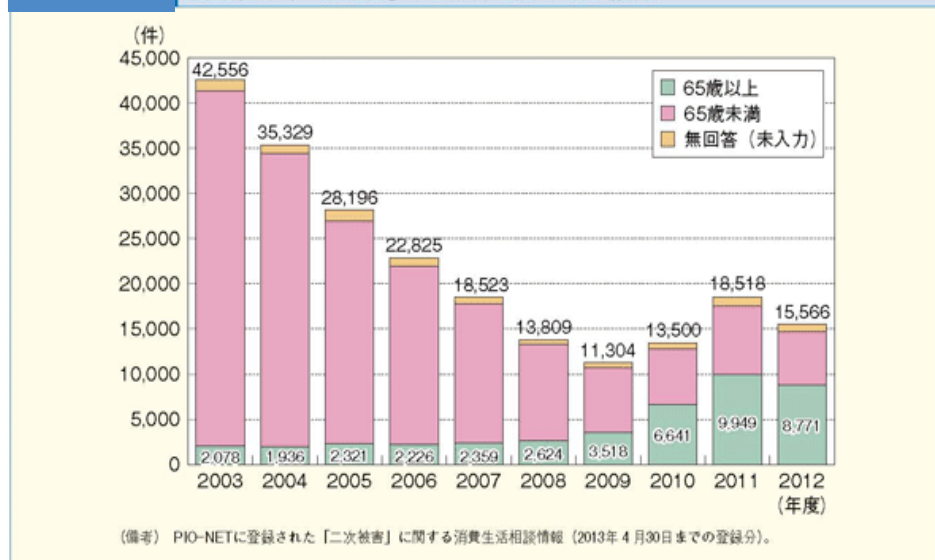
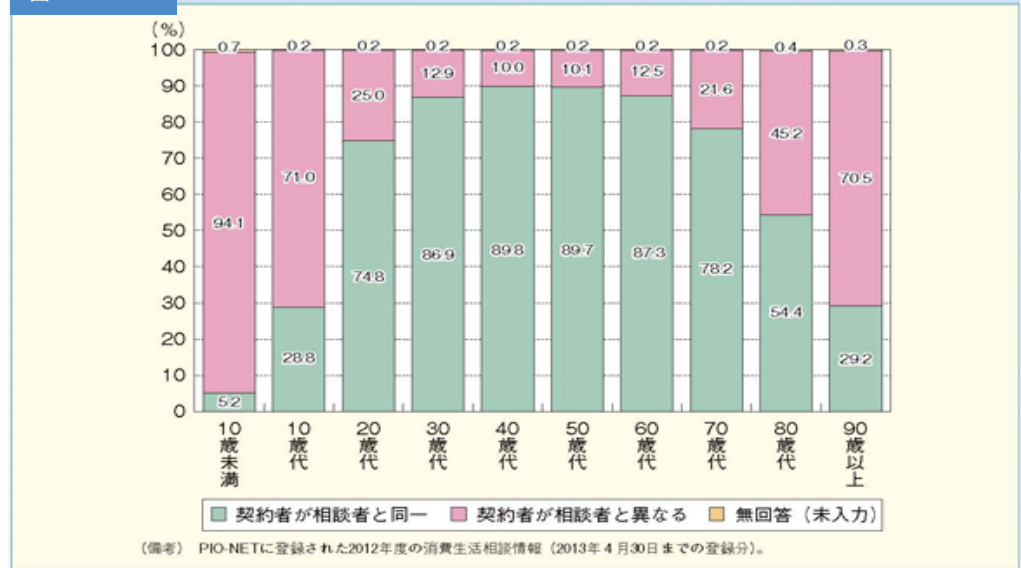


図2 高齢者・未成年者の相談は本人以外から相談が寄せられる傾向



(注1) 高齢者の消費者被害の増加については、加齢や認知症等の要因により判断力が低下しつつある人が増加していることが背景として挙げられる。

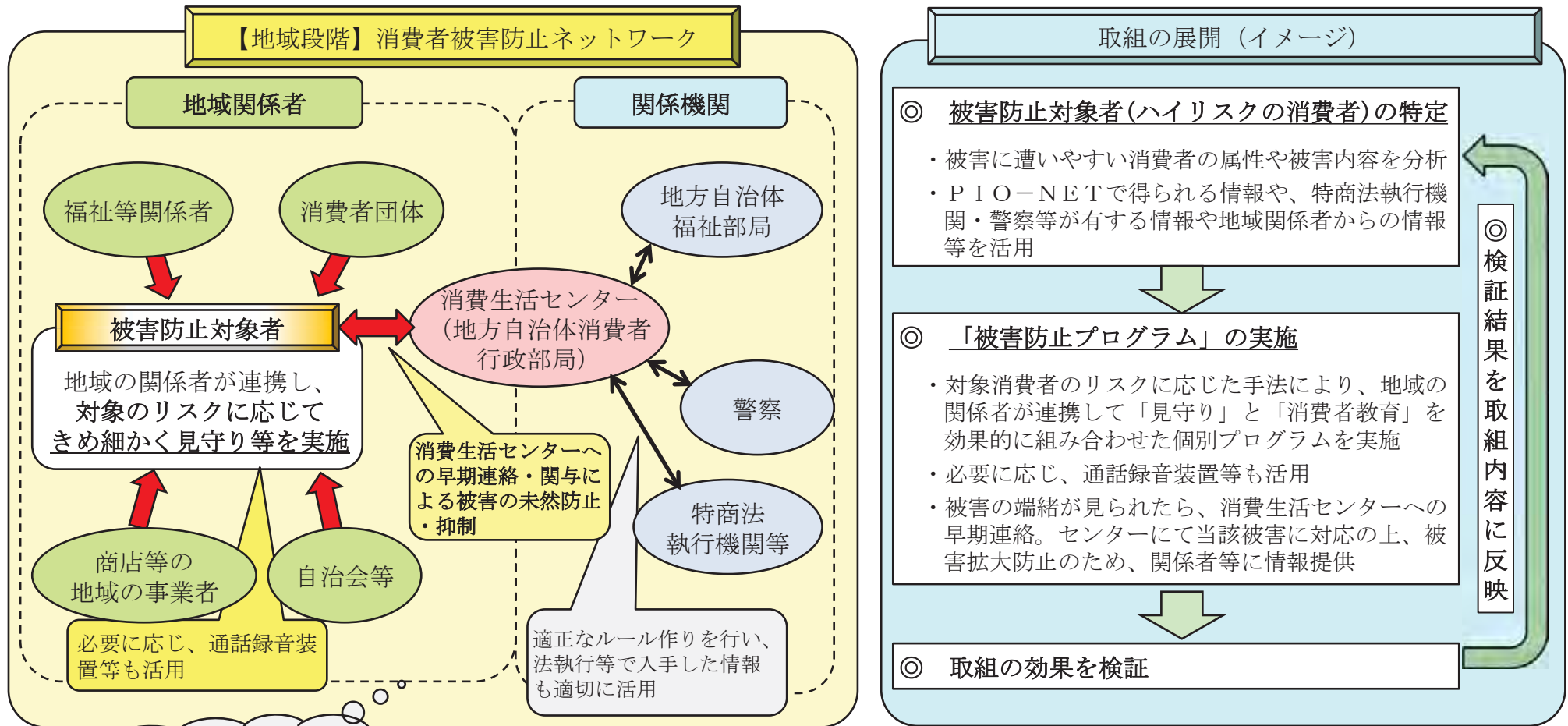
(注2) 全国の警察は、投資詐欺等の犯行グループから押収した名簿(約120万人分)を使って、名前の掲載されている高齢者に注意を呼びかける取組を実施している。

なお、認知症高齢者については、認知症有病者数の約440万人と、MCI(正常と認知症の中間状態)有病者数の約380万人を併せると、約820万人と推計されている(平成22年)。

出典:平成25年6月13日「社会保障制度改革国民会議事務局資料」

# 消費者被害防止対策に関連する取組のスキームイメージ

各地域で消費者被害のリスクを分析した上で、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者や被害経験者等）を、消費生活センターと地域の関係者がリスクの状況に応じて効果的・重点的に地域で見守る体制の拡充を推進。その際、見守り等の効果分析に基づく取組内容の改善（P D C A）を促進。



福祉や介護等の既存の枠組や消費者教育地域協議会に係る繋がりを積極的に活用

※ 消費者庁からは、消費者教育推進会議の検討（消費者教育のための消費生活センターの拠点化、ネットワーク促進のためのコーディネーターの具体策）も踏まえ、消費者教育推進地域協議会（消費者教育推進法第20条）の設置に向けた方策等を、各地での先進事例等とともに情報提供

# 消費者被害防止対策の先駆的取組及びスケジュール

## 地域での先駆的取組

### 事例1) 愛媛県南予地方局 悪質商法被害防止のための南予地方局高齢者・障害者等 見守りネットワーク

官民の連携により、地域全体で高齢者及び障害者等を見守り、消費者被害を発見したときに迅速に対応できる体制を整備

- ・ネットワーク構成員(高齢者や障害者の周囲にいる方(消費者団体や介護サービス事業者、金融機関等))は、高齢者等の被害を発見・予見したとき等に、市町の消費生活相談窓口に通報
- ・市町消費生活相談窓口は、通報を受けて、助言、相談、あっせん等を実施(県消費生活センターや地域包括支援センター等とも連携)
- ・民間登録団体数:381 (24年7月2日時点)

※東予地方局、中予地方局においても同様の事業を展開

### 事例2) 札幌市 消費者被害防止ネットワーク事業

消費生活推進員が、被害の未然防止・早期発見のため、日常的に高齢者・障害者の生活にかかわる団体・者と連携

- ・関係機関(地縁組織や介護事業者等)からの依頼を受けて、「消費生活推進員」が訪問。相談内容に応じて、現場での助言や他機関の紹介、消費者センター相談室への引継ぎ
- ・消費生活推進員は、地域での会合などでの“ミニ講座”を実施
- ・悪質事業者への指導・取締り、地域の見守り強化の観点から、北海道警察とも連携

## スケジュール

### 1. これまでの取組

- 平成19年度～
  - ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会(年1回)  
(全国規模の高齢福祉団体、障害者団体、消費者団体、関係省庁等)
- 平成21年度～
  - ・地方消費者行政活性化基金による見守り体制作りの支援
- 平成24年8月
  - ・「消費者教育の推進に関する法律」制定(24年12月施行)
- 平成25年度
  - ・高齢消費者の二次被害防止モデル事業  
(電話見守り、通話録音等のモデル事業)
  - ・地方消費者行政活性化基金のうち先駆的プログラム  
(電話見守り、通話録音、自動電話遮断等の取組支援)
- 平成25年6月
  - ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」策定  
(今後、各都道府県、市町村での消費者教育推進地方協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を推進)

### 2. 今後の取組

- 平成25年9月～
  - ・「消費者被害防止対策」の在り方を検討
    - 関係省庁等とも議論
    - 消費生活相談員資格や地域の見守り体制に関する検討
- 平成26年度～
  - ・「消費者被害防止対策」の見守り体制の拡充を推進
    - 地方消費者行政活性化基金を活用した先駆的取組の推進

注)○は見守り関係、●は消費者教育関係

# 個別事項③ 地方消費者行政活性化交付金

## 必要性

“どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり”は、**ナショナル・ミニマム**  
 ～消費者の権利を守る社会基盤

国の行政の一端を担う地方消費者行政

～悪質事業者への指導など国の取組には、**自治体からの情報が不可欠**

GDPの約6割を占める家計消費

～消費者が安心して消費できる環境整備と公正な市場形成により、**消費拡大が実現**

## 実績・効果

**約304億円**

20年度2次補正 150億円  
 21年度1次補正 約72.7億円  
 24年度当初 5億円(一般会計)  
 / 3.6億円(復興特会※1)  
 24年度補正 60.2億円  
 25年度当初 5億円※2(一般会計)  
 / 7.3億円(復興特会※1)

※1 被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

※2 自治体の自主的な判断に基づき事業実施する通常の基金事業とは異なり、当該予算では、国から先駆的な政策テーマを提案し、地方と連携して実施

## 消費生活相談窓口の整備

○消費生活センター：4割UP(223か所UP)  
 (21年)501→(24年)724か所  
 ○窓口設置市町村：2割UP(228市町村UP)  
 (21年)1,375→(24年)1,603市町村

## 相談員配置市町村：4割(H21)→6割(H24)

○消費生活相談員数：2割UP(591人UP)  
 (21年)2,800人→(24年)3,391人  
 ○消費者教育・啓発実施市町村：47市町村UP  
 (21年)881→(23年)928

## 課題

### ○身近な相談体制は、緒についたばかり

～被害を誰にも相談しなかった人は約3割/立ち上げ間もないセンターへの相談件数は6分の1  
 ⇒ **地域に根付いた存在となるのはこれから**  
 ～自主財源化の傾向はみられるものの、予算に占める基金割合は3割  
 ⇒ **下支えなしには、取組が一気に後退**

### ○地域社会全体で取り組むべき消費者問題

～高齢者の消費生活相談は、人口の伸び以上に増加  
 ⇒ **きめ細やかに幅広く展開する上で、行政の既存の取組だけでは限界**

### 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」 (25年6月28日閣議決定)

(国からの必要な財政上の措置等)  
 推進法では、政府においては、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされている(推進法第8条)。このことから、国においては、消費者教育の推進の状況を踏まえながら、**国自らが実施すべき施策を着実に進めるとともに、地域における消費者教育の取組を促進するため、財政支援や事例提供等の情報面での支援などを含め、必要な施策を検討し、実施する。**

### 「経済財政運営と改革の基本方針」 (25年6月14日閣議決定)

5. (4)安全・安心な社会の実現等(消費者行政、治安・司法、防衛等)  
 消費者の安全・安心の確保は消費の拡大と成熟した社会の形成にとって大前提となる。悪質な事業者による消費者被害の防止、被害者救済、安全性の確保、職員と放射能に関するリスクコミュニケーション、分かりやすい食品の表示のための取組を強化する。**地方における消費者教育や消費者が安心して相談できる環境の整備等を推進することにより、消費者の安全・安心を確保する。**

## 基金の上積み

事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針(活性化計画)に基づき、**計画的に推進**

### ○トラブルに遭ったときに安心して相談できる社会基盤づくり

～センター設置・窓口新設 / 消費生活相談員の養成・確保、レベルアップ

### ○国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム

～国が提案する政策テーマに対応した、先駆的な取組を実施

### ○消費者問題解決力の高い地域社会づくり

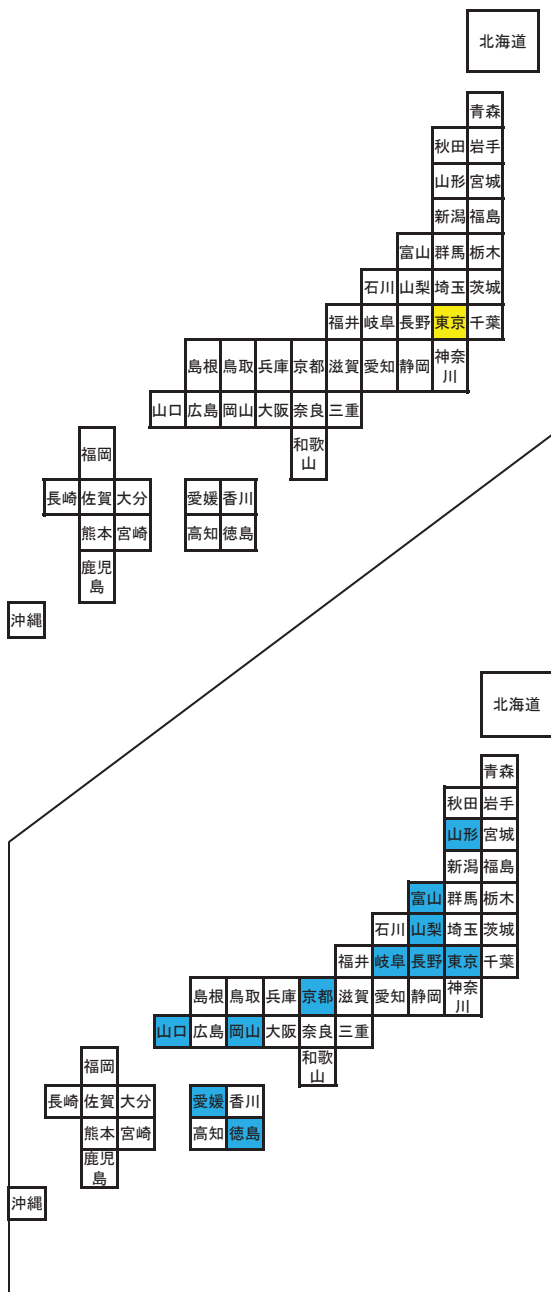
～消費者教育・啓発により、消費者自身の対応力を高める  
 ～地域ネットワークによる高齢者や障害者などを見守る活動

# 都道府県・市町村消費者教育推進計画策定状況

都道府県	策定年月日
北海道	—
青森県	—
岩手県	—
宮城県	—
秋田県	—
山形県	—
福島県	—
茨城県	—
栃木県	—
群馬県	—
埼玉県	—
千葉県	—
東京都	平成25年8月20日
神奈川県	—
新潟県	—
富山県	—
石川県	—
福井県	—
山梨県	—
長野県	—
岐阜県	—
静岡県	—
愛知県	—
三重県	—
滋賀県	—
京都府	—
大阪府	—
兵庫県	—
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	—
島根県	—
岡山県	—
広島県	—
山口県	—

政令指定都市	策定年月日
札幌市	—
仙台市	—
さいたま市	—
千葉市	—
川崎市	—
横浜市	—
相模原市	—
新潟市	—
静岡市	—
浜松市	—
名古屋市	—
京都市	—
大阪市	—
堺市	—
神戸市	—
岡山市	—
広島市	—
北九州市	—
福岡市	—
熊本市	—



※平成25年11月22日現在

# 消費者教育推進地域協議会設置状況

都道府県	第1回開催年月日
北海道	—
青森県	—
岩手県	—
宮城県	—
秋田県	—
山形県	平成25年9月13日
福島県	—
茨城県	—
栃木県	—
群馬県	—
埼玉県	—
千葉県	—
東京都	平成25年6月21日
神奈川県	—
新潟県	—
富山県	平成25年11月15日
石川県	—
福井県	—
山梨県	平成25年10月31日
長野県	平成25年9月2日
岐阜県	平成25年7月23日
静岡県	—
愛知県	—
三重県	—
滋賀県	—
京都府	平成25年7月19日
大阪府	—
兵庫県	—
奈良県	—
和歌山県	—
鳥取県	—
島根県	—
岡山県	平成25年7月4日
広島県	—
山口県	平成25年9月1日

政令指定都市	第1回開催年月日
札幌市	—
仙台市	—
さいたま市	—
千葉市	—
川崎市	—
横浜市	—
相模原市	—
新潟市	—
静岡市	平成25年7月8日
浜松市	—
名古屋市	—
京都市	—
大阪市	—
堺市	—
神戸市	平成25年8月29日
岡山市	—
広島市	—
北九州市	—
福岡市	—
熊本市	—